

第5回教育委員会会議

令和8年4月21日
午後4時00分
本庁舎第11共通会議室

案 件

報告第14号

令和7年度（令和8年1月1日から同年3月31日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

報告 第14号

令和7年度（令和8年1月1日から同年3月31日まで）における 教職員の懲戒処分の状況について

標題について、教育長の専決により次のとおり懲戒処分を行ったので報告する。

1 報告期間

令和8年1月1日から同年3月31日まで

2 概要

期間中、14件（14名）の懲戒処分を行った。※ [] 内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
中学校	2 [1]	2 [0]	2 [1]	1 [0]	7 [2]
小学校	0 [0]	4 [0]	2 [4]	1 [0]	7 [4]
幼稚園	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計	2 [1]	6 [0]	4 [5]	2 [0]	14 [6]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	1 [1]	2 [0]	4 [5]	2 [0]	9 [6]
一般非行関係	1 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [0]
交通法規関係	0 [0]	4 [0]	0 [0]	0 [0]	4 [0]
合計	2 [1]	6 [0]	4 [5]	2 [0]	14 [6]

行為態様	事案	職種又は補職	年齢(性別)	処分内容(年月日)	概要
一般 服 務 関 係	マイカー通勤	小学校 教頭	53 (女性)	停職1月 (R8.1.30)	令和7年9月から12月までの間、正当な理由なく、マイカー通勤を計51日行い、うち、9月から11月まで、常例的にマイカー通勤を行った。
	職務専念義務違反	小学校 教頭	52 (男性)	減給6月 (R8.2.27)	令和6年4月から令和7年11月にかけて、勤務時間中に、職場のパソコンを用いて、業務と関係のないウェブサイト合計140時間程度閲覧し、職務に専念する義務を怠った。
	体罰・暴力行為等	中学校 主務教諭	47 (女性)	減給3月 (R8.2.27)	令和5年度から令和6年度までの間、生徒を指導する際、生徒の身体を手で叩く体罰を複数回及び脛を蹴る体罰を1回行った。
	不適正事務	中学校 事務職員	42 (男性)	減給1月 (R8.2.27)	令和7年4月、学校徴収金を誤徴収した上、返金手続を怠り、約1月間金庫で現金を保管した。 また、管理職や教育委員会事務局から返金状況を確認された際、虚偽の報告を複数回行った。
	兼職兼業違反	小学校 主務教諭	33 (女性)	戒告 (R8.2.27)	令和2年9月から令和7年8月までの間、複数の企業の商品をSNSで紹介し、報酬として金品を受け取った。
	信用失墜行為	中学校 育児休業 任期付講師	24 (男性)	戒告 (R8.2.27)	令和7年9月、担任との面談の順番を決める際、特定の生徒が最後になるよう順番を細工し、当該行為について管理職等へ虚偽の報告を繰り返し混乱を招いた結果、校務運営に支障を与えた。
	職務命令違反	小学校 主務教諭	40 (男性)	減給1月 (R8.3.31)	令和6年夏頃から令和7年12月にかけて、教職員と本市の小・中学校に通う児童生徒とのSNS等を利用した私的なやり取りが禁止されているにも関わらず、勤務校を卒業した中学生の関係生徒に対し、指導とは関係のないメッセージを送信した。
一般 非 行 関 係	児童生徒以外のわいせつ行為・性的言動	中学校 育児休業 任期付講師	26 (男性)	免職 (R8.3.31)	令和7年9月から10月までの間、大阪市内のホテルでメンズエステ店の女性従業員から施術を受けている際、スマートフォンの動画撮影機能を使って女性従業員の性的姿態を盗撮した。
交 通 法 規 関 係	飲酒運転	中学校 教頭	50 (男性)	停職1月 (R8.1.30)	令和7年11月、自転車で酒気帯び運転を行った。
	飲酒運転	中学校 主務教諭	50 (男性)	停職1月 (R8.1.30)	令和7年10月、自転車で酒気帯び運転を行った。
	飲酒運転	中学校 主務教諭	37 (女性)	停職1月 (R8.3.31)	令和7年9月、自転車で酒気帯び運転を行った。
	飲酒運転	小学校 任期付講師	58 (男性)	停職1月 (R8.3.31)	令和7年10月、自転車で酒気帯び運転を行った。

教育委員会の主な取組

- 令和8年2月及び3月に、令和8年大阪市公立学校・幼稚園教員（本務教員・講師）採用予定者を対象に集合型の採用前研修を実施した。研修では、服務規律の重要性について説明するとともに、本市の学校園で実際に発生した不祥事案を取り上げ、受講者に具体的な問題点を検討させることで理解を深めた。
あわせて、教職員一人一人が、勤務時間の内外を問わず高い倫理観をもって不祥事を起こさないという強い意志をもって行動するとともに、教職員間でのコミュニケーションや情報共有を通じて、「風通しの良い、活気ある職場づくり」を進めていくことが、不祥事の発生防止につながる旨を説明した。
- 令和8年3月、校園長に対し、新規採用者への辞令交付の際、教職員が遵守すべき事項の要点をまとめた「教職員の服務についての概要」を配付するとともに、4月1日から本市教職員として一人一人が立場・役割を自覚して行動し、不祥事を起こさない職場環境づくりに取り組む必要があることを踏まえ、訓示により注意喚起を図るよう指示した。
- 令和8年4月下旬以降、服務規律の確保・不祥事防止の観点から、新任校園長が就任した学校園及び過去に服務的な課題を抱えた学校園を中心に、訪問監察を例年どおり実施する予定である。効果的・効率的な実施に向け、事前に実施しているアンケートについて、本市及び他都市で発生した最新の不祥事案を踏まえ内容を改訂した。アンケート結果を基に、勤怠管理や施設管理の状況、服務規律確保の取組、個別課題等を確認し、必要な指導・助言することで、不祥事発生の未然防止に努めていく。

○令和7年度と令和6年度の事案別懲戒処分の比較

(単位：件数)

事 案		令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)					令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)					昨年度 との比較 ①-②	
		件数計 ①	種別				件数計 ②	種別					
			免職	停職	減給	戒告		免職	停職	減給	戒告		
一般服務 関 係	①	喫煙	2		1		1	3			3		▲ 1
	②	マイカー通勤	1		1			2		2			▲ 1
	③	個人情報関係	0					0					0
	④	不適正事務	2			1	1	2		1	1		0
	⑤	手当の不正受給	0					0					0
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	0					1			1		▲ 1
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	2			2		2			2		0
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	5	1	1	2	1	8	2		6		▲ 3
	⑨	ハラスメント	0					0					0
	⑩	収賄等	0					0					0
	⑪	管理監督責任	0					0					0
	⑫	その他	4		2		2	3		3			1
	合計	16	1	5	5	5	21	2	6	13	0	▲ 5	
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	1	1				2	2				▲ 1
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	2			1	1	0					2
	⑮	横領・窃盗等	2	1	1			1	1				1
	⑯	賭博	0					0					0
	⑰	薬物・大麻の使用	0					0					0
	⑱	その他	0					1		1			▲ 1
	合計	5	2	1	1	1	4	3	1	0	0	1	
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	4		4			0					4
	⑳	交通法規違反 交通事故	0					1	1				▲ 1
		合計	4	0	4	0	0	1	1	0	0	0	3
総 計		25	3	10	6	6	26	6	7	13	0	▲ 1	